

新型コロナウイルス 支援情報

みなさまの暮らしと事業の継続を支える制度を
ぜひ、ご活用ください。

個人・世帯向け支援

▶家計への支援

特別定額給付金(国)

1人 **10**万円

対象者 基準日(令和2年4月27日)に、住民基本台帳に記録されている人

※「マイナポータル」でオンライン申請もできます(マイナンバーカードを持っている人)

受給権者 対象者の属する世帯の世帯主

支給開始 6月4日(木)から

申請方法 5月20日(水)に市が発送する申請書に申請者の振込口座情報を記入し、本人確認書類、預金通帳の写しなどを添付して返送

申し込み期限 8月24日(月)まで

問特別定額給付金室 ☎39・2302

▶家賃の支払いを支援

住居確保給付金(国・市)

単身世帯 **31,800**円、2人世帯 **38,000**円、
3人世帯 **41,000**円 ※いずれも上限額

支給期間を最長1年に市独自に延長し、家賃相当額を大家などへ支給します。

対象者 主たる生計維持者が、離職や休業による収入の減少で、住居を失った、または失うおそれがある世帯(収入要件あり)

問長岡市パーソナル・サポート・センター
☎89・8263

▶収入が減少した人に生活費を無利子で貸し付け

生活福祉資金

問長岡市社会福祉協議会 ☎33・6000

■緊急小口資金

貸付上限金額 学校などの休業、個人事業主など…20万円、その他…10万円

■総合支援資金(生活支援費)

貸付上限金額 2人以上の世帯…月20万円、
単身世帯…月15万円 **貸付期間** 原則3カ月